

会 議 録

1 会議名

令和元年度 上越市入札監視委員会 第2回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【挨拶】（公開）

【報告】（公開）

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

(2) 指名停止措置状況について

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

3 開催日時

令和元年8月19日（月）午後1時30分から午後3時35分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局4階402会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本啓介、宮崎貴博、足利昌子、竹内直子、大丸明宏、上原みゆき

・事務局

上越市：笹川財務部長、平野契約検査課長、鋤柄副課長、歌川係長、西條係長、
木村主任

ガス水道局：山田総務課長、新部副課長、城川係長、池田主任

（審議案件担当課等）

危機管理課：山崎主任、足立主事

営繕室：坂下主任、袋係長

教育総務課：細野係長

大潟区教育文化グループ：平原主任

下水道建設課：嶋田課長、玉木主任

柿崎区建設グループ：荻原主任

都市整備課：長壁係長、煤田主任

生活環境課：田中主任

ガス水道局建設課：広瀬係長

ガス水道局総務課：近藤主任

ガス水道局浄水センター：江口係長、竹田技師

8 発言の内容

【開会】

平野課長： 本日は暑い中、またお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の進行は契約検査課長の平野が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

第2回の会議の開催に当たり、財務部長の笹川がご挨拶を申し上げます。

笹川部長： 本日はお盆明け早々のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は今年度2回目の会議ということで、本年度の第1四半期である4月から6月の契約事務に関する発注状況や、指名停止についてもご報告させていただき、また、委員長から抽出いただきました案件について、ご議論いただく予定です。

発注状況に関しては業者の仕事量の確保という観点と、予算化された以上、早く執行して市民の皆様へ利益を還元しなければいけないという観点で、早期発注に取り組んでいるところです。

この後、担当から詳しい説明をさせていただく予定ですが、去年まで水族博物館や学校建設といった大規模な建設事業がありましたので、金額ベースでは去年より減少していますが、今年10月に消費税の引上げを控えており、行政としても消費税を払わないといけないものですから、皆様の貴重な税金をできるだけ使わないで済むように、早期に契約して10月までに竣工させれば消費税は8%で済むということで、本年度は例年以上に早期発注が進んだ状況です。そのようなことも含めて、数字についてご報告させていただきたいと思います。

来月から市議会の9月定例会が始まり、そこで決算議会として決算について議会の皆さんから議論いただくことになっていますが、例年ですと契約状況や発注方法等についても、議員の皆さんからご意見をいただくことになっていきます。それが終わり10月になると来年度の予算編成の作業に入ることになりますが、委員の皆様からのご意見や、議会の皆さんからのご意見を踏まえて、新年度に活かすため、きちんと公正・公平な契約事務をしながら、また、必要な事業の確保等をしていきたいと考えています。

最後になりますが、委員の皆様からは忌憚のない意見をいただき、今後活かしていきたいと思っていますので、本日もよろしくお願いいたします。

平野課長： それでは開会前に資料の確認をお願いします。あらかじめ配付させていただいた資料と当日配付した資料があります。まず、あらかじめ配布させていただいた資料ですが、まず「次第」、その次に「資料1-1」市発注分の発注状況について、「資料1-2」ガス水道局の発注分の発注状況について、

それから「資料 2」指名停止措置状況について、「資料 3」の抽出案件の審議についての資料がNo.1 からNo.10 までありますが、不足は無いですか。また当日配付資料として委員名簿、座席表がありますので、ご確認ください。

続いて、本日の出席委員については 6 名全員から出席いただいています。よって、上越市入札監視委員会設置要綱第 7 条第 2 項の規定により、出席委員が開会の要件である委員の半数以上に達していることをご報告します。

それでは、只今から上越市入札監視委員会令和元年度第 2 回会議を始めます。なお、上越市では審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴していただけるようにしていますので、あらかじめご了解いただきたいと存じます。

始めに今本委員長から御挨拶いただいた後、入札監視委員会設置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【挨拶】

今本委員長： 皆さん、こんにちは。本日も暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。

本日の案件は私が抽出しました。基本的にはいつもどおり落札率に注目して抽出していますが、何点か確認の趣旨も兼ねて抽出した案件もありますので、ご審議の程よろしくお願いします。本日も実りのある会議となるよう努めたいと思っていますので、皆様には審議の方をよろしくお願いします。

【報告】

(1) 発注状況について（市発注）

今本委員長： それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず「報告」の「発注状況について」のうち、「市発注」分について、事務局から説明をお願いします。

平野課長： 資料 1-1 に基づき説明

今本委員長： 続いて、同じく「発注状況について」のうち、「ガス水道局発注」分について、事務局から説明をお願いします。

発注状況について（ガス水道局発注）

山田課長： 資料 1-2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明について、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

全委員： （意見なし）

(2) 指名停止措置状況について

今本委員長： 次に、「指名停止措置状況」について、事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 資料2に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明について、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

大丸委員： まず、1番目の事案についての質問です。過去にも度々指名停止を受けているという業者とのことですが、業務完了が3か月も遅延した理由は何ですか。定期点検という比較的簡単な作業と思われる業務で3か月も遅れるというのは異常中の異常だと思いたしますが、どうですか。

西條係長： 期間が3か月遅延した理由について、ご説明します。今回の定期点検業務は建築基準法に基づき、当市の名簿に登録されている一級建築士事務所を指名し、落札した業者に業務をお願いしています。業務の内容としては1級建築士等が点検を行う業務ではありますが、施設の他、施設の設備等についても点検を行う内容ですので、設備の専門業者と連携を図りながら、現場で一緒に点検を行う予定としていました。しかし、設備の専門業者側において他の業務が過多となり、点検の日程調節がうまくいかずに、業務の履行が伸びたため、結果として3か月の遅延となったものです。

大丸委員： それにしても3か月の遅延は異常です。いくら連携がうまくいかなかったとしても、通常は1か月ほどで何らかの措置ができると思いますので、このような業者を入札に度々参加させるということはいかかなものかと私は思います。世間には資金繰りのために無理して契約を行い、お金を回すという業者が結構います。この業者がそのような業者であるかどうかは分かりませんが、そもそもこの案件に入札するときに無理をしていたのではないかと、ということをお気遣いしています。

西條係長： こちらの案件について再任いただいている委員の皆様はこの案件名を聞いて既にお気づきだと思いますが、平成30年度第3回の会議において案件として抽出いただいています。その時の抽出理由は「落札率が極端に低い理由を確認したい。」であり、当時、私からは当該業者の現状の業務量などに関する聞き取りに基づく低入札価格調査の結果、業務を任せることで問題ないと回答していましたが、今日このような形でのご報告となり、大変申し訳なく思っています。

大丸委員： これは私の個人的な意見なのですが、基準価格があって、そこから叩く感じで価格を落とすのかもしれませんが、そうではなくて、安かろう・悪かろうという話が出てくるのを防ぐために歯止めとして「最低基準価格」のようなものを設ける訳にはいかないのですか。

例えば基準価格があって、そこから6割に落とした「最低基準価格」というものを設定して、それ以下の価格でこの業務を行うことは基本的に無理だとして、どこかで品質にロスが出るのが推定されますので、そのような基準で一定の線を引くということについてはいかがですか。

西條係長： 大丸委員からのご意見ですが、今回の業務において最低制限価格は設けていません。理由としては業務の内容から市が設計額を設定することが困難であるからです。

そのため、業務に精通している業者から参考見積をいただき、最低制限価格を設定しませんが、その代わりに予定価格の85%を下回った場合、今回の案件もそうですが、私も立ち会い、低入札価格調査を実施しました。その中で、きちんと業務を実施いただけるということを聞き取りにより確認した上で、契約しています。

しかし、今回のように結果として、遅延となる事態を見抜けなかったことに問題があると思っています。低入札価格調査の中でどのような視点で調査を行うのかということについて、今ほどの大丸委員からのご指摘も踏まえ、今後、内部で精査したいと考えています。

今本委員長： 他に、何かありますか。

今の案件ですが、聞いたことがある案件だと思いながら聞いていましたが、このようなことが今回、指摘された中で起こったことについて、市ではどのような考えですか。指摘がある中で、このようなことがまた起こってしまい、今回、2週間の指名停止になっていますが、現在指名停止は既に解けているはずですが。

今後、指名される可能性があるということですが、その際に、市はどのような姿勢で臨むのか、あれば教えてください。

平野課長： 今ほどご指摘のとおり、このような不適格な業者をいかにして防ぐのか、指名しないかという議論は当然あるものと思います。

まず1点は入札参加資格については申請いただく際に、その申請内容を審査して問題がなければ、指名の対象として名簿に登録するというチェックを行っています。

次に、実際に指名をする段階では、その業務に果たして精通しているのかどうか、例えば今回の業務であれば1級建築士事務所であることを要件とし、競争していただいています。

しかし、今回のように、実は安かろう・悪かろうという業者であったということを防ぐために、先ほども担当が説明したとおり、低入札価格調査を実施しています。これは予定価格の85%を下回った場合に相手方に聞取り調査を行うものですが、聞取りの内容としては市が要求している業務がこの値段でできるのかどうか、できるとしても下請や従業員の賃金に影響を及ぼすものではないのか、などの内容を内訳書の提出を求め、確認するというものです。

今回の場合は設備業者との連携が必要となる中で、中々適当な設備業者が見つからなかったということでした。そのような内容まで低入札価格調査では私共も思いが至らなかったということです。これについては今後、

同様の低入札価格調査にあつては確認を徹底していきたいと考えています。

それから、このようなことを起こした業者に対して、どのような姿勢で臨むのかということですが、皆様にお示ししたとおり、今回の業務の履行自体に影響はなかったのですが、1年以内に同様な契約違反があり、また、遅れたということが度重なったため、指名停止という強い措置をとっています。1回指名停止があった場合、いつまでその効力が及ぶのかということについては「指名停止措置要領」の中で期間の短縮もしくは加重する場合の基準がありますので、それを参考にしていきたいと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。他に、何かありますか。

大丸委員： 2番目の案件について、確認です。香川県の業者とのことですが、上越市内に営業所はあるのですか。

平野課長： 間違いなく上越市の建設工事の入札参加資格者として登録されていますが、市内に㈱フソウの営業所又は支店があるかどうかについては、すぐに確認させていただきます。

大丸委員： 私はその会社名を聞いたことがないですし、ホームページを見ると当該業者は新潟県を含めて北陸には拠点の記載は無いようです。支店などが無いにも関わらず、どうして今回の談合の影響が上越市にまで及ぶのですか。

平野課長： ㈱フソウの件ですが、し尿処理施設など水処理施設の専門業者であり、福岡県で談合・贈収賄があったということです。そのことから、新潟県の対応状況を踏まえて、上越市として措置すべきかどうか検討した結果、談合には地域性は無いことから、新潟県が指名停止措置を行ったということを受け、上越市も指名停止措置を行う必要があると判断したものです。

大丸委員： そうであれば、上越市内での拠点の有無に関わらず、今回のような事態となれば、上越市としては指名停止措置をするんだという解釈で良いですか。

平野課長： 指名停止措置を行う訳ですから、上越市に入札参加資格の登録があるということが前提です。それは必ずしも上越市に拠点がある業者だけとは限りません。上越市に市内本社がある、市内に営業所がある、もしくは新潟県内に本社又は営業所がある業者の他、上越市内又は県内に拠点が無い業者でも上越市に入札参加資格の登録をしている業者が多くあります。㈱フソウにあっても、上越市の入札参加資格者名簿に登録されている会社であるということです。

西條係長： 確認した結果、㈱フソウに関しては上越市内に営業所はありませんでした。しかし、当市の名簿に登録されていますので、今回の措置を行ったということをご理解いただきたいと思えます。

今本委員長： 制限付き一般競争入札において、規模の大きな工事の場合はこのような業者であっても入札に参加できる場合があるということですか。

平野課長： 制限付き一般競争入札の「制限」とは、言い換えれば資格要件となります。市内本社業者ができる工事等であれば、市内本社業者という制限を設けていますが、例えば、大規模なし尿処理施設のようなプラントの施設工事であって、全国規模で競争する必要があるという場合は、この業者が入る可能性はあります。

今本委員長： ありがとうございます。他に、何かありますか。

全委員： (意見なし)

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

今本委員長： 今回は、私が審議案件 10 件を選定しました。抽出理由については資料 3 の下段に記載がありますので、確認してください。

《No.1 板倉区・清里区防災行政無線更新工事》

鋤柄副課長： 1 件目の案件は「板倉区・清里区防災行政無線更新工事」です。工事場所は板倉区及び清里区内です。工期は令和元年 6 月 19 日から令和 4 年 3 月 15 日までの 1,001 日間です。

工事の概要ですが、木田庁舎の親局設備の改修と板倉区及び清里区の屋外拡声子局や戸別受信機の更新を行うもので、工種は電気通信工事です。

予定価格は税抜き 3 億 5,957 万円で、税込価格は 3 億 8,833 万 5,600 円となり、2,000 万円以上の工事であるため、制限付き一般競争入札を行いました。

入札参加に必要な資格要件ですが、本件は予定価格が 1 億円以上の建設工事となることから、上越市共同企業体運用基準に基づき、3 者以内で結成した共同企業体による施工としています。

具体的な要件としては市内に本社を有する業者としており、その中でも代表者については電気通信工事の資格を有し、電気通信工事の総合評点が 730 点以上であって、かつ、電気通信工事の特定建設業許可を有する業者とし、また、代表者以外の構成員については電気通信工事の許可を有していることとしました。

ここで、総合評点について、ご説明します。総合評点は建設業法において、公共工事を直接請け負う業者が国から登録を受けた経営状況分析機関の審査を受けなければならない、その審査において出される評価点のことです。

また、特定建設業許可については土木一式工事などの建設工事において、4,000 万円以上の下請契約を締結し、工事を施工する場合は必要となる許可のことです。

なお、電気通信工事の総合評点 730 点については当市の建設工事の入札

参加資格者名簿において、電気通信工事に登録している市内本社業者の平均点である 731.67 点に基づき、設定したものです。平均点以上であれば、一定レベル以上の工事を施工することができると判断したものです。条件に当てはまる代表者の候補者は 5 者、構成員の候補者は 12 者です。

入札の結果については落札額 3 億 5,950 万円、落札率が 99.98%という結果となりました。入札では 2 組の JV が参加しましたが、1 組は予定価格を超過したため、予定価格内で応札した東光・上越技研共同企業体を落札者として決定しました。

今回、「落札率が極めて高い。」という理由で抽出いただきました。最初に、過去の制限付き一般競争入札における落札率について説明しますと、平成 30 年度が 95.67%、平成 29 年度が 94.82%となっており、本件における落札率は平成 30 年度比で 4.31 ポイント、平成 29 年度比で 5.16 ポイント高くなっています。これを電気通信工事に限って比較すると、電気通信工事の平均落札率は平成 30 年度が 98.16%、平成 29 年度が 98.41%となっており、本件との比較では平成 30 年度比で 1.82 ポイント、平成 29 年度比では 1.57 ポイント高い状況となっています。

本件については業者からの見積りを参考に予定価格を設定し、仕様書発注していますが、今回の見積りは当市の他地区で既に導入している防災行政無線を製造・販売している業者から徴したもので、この見積りが実勢価格に則した信頼性の高い見積りであったと推測しています。この見積りを参考に仕様書を作成していますが、仕様書には見積りによって工事の内容が具体的に示されており、業者もこれに基づきより正確に金額を積算することができたことから、予定価格に近い金額となり、結果として高い落札率になったのではないかと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。

今回の場合はこれまでの実績があるため、実勢価格に近い参考見積を徴することができたと考えて良いですか。

笹川部長： 今回、防災行政無線の更新工事ということで、無線を構築する機器がかなり大きな部分を占めています。機器については木田庁舎と連動させる必要があるため、原則、同一の製造業者でなければなりません。その製造業者は 1 者しかなく、その 1 者の見積りを基にしていますので、機器の価格がほぼ決まってしまったため、結果として落札率が高くなってしまったと考えています。今回は特殊な機器で他の代用品が無いため、落札率が高くなってしまったという状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

今本委員長： 分かりました。では、他に無ければ、次の案件「国府小学校東側校舎棟・中央廊下老朽施設改造工事」に進みます。

《No.2 国府小学校東側校舎棟・中央廊下老朽施設改造工事》

今本委員長： 「国府小学校東側校舎棟・中央廊下老朽施設改造工事」について、落札率が極めて高いため、抽出しました。また、同校の「老朽施設改造機械設備工事」との関係を確認したいこと、もう1つ同じ業者が落札している「南川保育園改修工事」についても落札率が高いということで意見を付しました。事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 2件目の案件は「国府小学校東側校舎棟・中央廊下老朽施設改造工事」です。工事場所は五智4丁目にある国府小学校です。工期は令和元年6月10日から同年11月6日までの150日間です。

工事の概要ですが、1から3階までのトイレの全面改修の他、校舎棟及び中央廊下の屋上防水や外壁改修を行う内容で、工種は建築一式工事としてしています。

予定価格は税抜き6,618万円で、税込みで7,279万8千円となり、2,000万円以上の工事となりますので、制限付き一般競争入札を行いました。

入札参加に必要な資格要件ですが、2,200万円以上の建築工事ですので、市内に本社を有する建築一式工事のAランク業者とし、該当する業者数は28者となります。

入札の結果ですが、落札者は㈱高館組で、落札額は随意交渉の末、6,600万円となり、落札率は99.73%という結果になりました。

今回、「落札率が極めて高い。」という理由で抽出いただいています。入札状況ですが、1回目の入札では予定価格に至らず、再入札、再々入札と合計3回入札を行いましたが、3回とも予定価格には到達せず、入札を一旦不調としました。

当市の財務規則では入札が不調となった場合は随意契約を締結できると規定しており、また「入札不調又は不落における随意契約の事務取扱要領」においても、予定価格と最低入札金額との差が概ね10%以内である場合は随意契約に移行できると定めています。3回目の最低入札金額は㈱高館組の7,000万円ですが、予定価格との差が382万円、率にして5.77%で、10%以内となっていることから、随意契約に移行しました。

学校関係の工事では、夏休みを利用して大きな工事を予定することが多く、この工事も工期が6月10日から11月6日までの間、特に、夏休み期間を利用した工事となっており、工期を伸ばすことが難しいことから、随意契約に移行することとし、㈱高館組と交渉した結果、予定価格以下の6,600万円という見積りを提示いただいたので、㈱高館組と随意契約を締結しました。

今回のように、予定価格に達せず随意契約に移行した場合、交渉の中で予定価格を教えることは絶対にありませんが、予定価格の範囲内で収まるように交渉しますので、結果として落札率が高くなる傾向にあり、今回も

同様の事例であったと考えています。また、今回の工事に関しては全業者の応札額が予定価格を超え、高止まりという結果になりましたが、この小学校の通常メンテナンスは榊高館組の関連会社が行っており、他者と比べて施設の状況や現場を熟知していると思われる榊高館組であっても予定価格に達することができなかつたことから察すると、工事価格を抑えることが厳しい工事であったのではないかと考えています。

今本委員長の付帯意見である国府小学校東側校舎棟・中央廊下老朽施設改造機械設備工事との関係ですが、本市では受注機会拡大のため、建築工事・電気設備工事・機械設備工事を分離して発注することを基本としており、機械設備工事についてはトイレにある便器等の衛生器具や給水排水管の入替えといった内容の工事となることから、工種は管工事として発注を行いました。なお、この機械設備工事に関しては、1回目の入札で落札者が決定しており、落札率は88.77%となっています。

もう1点、本件の落札者である榊高館組が落札した南川保育園改修工事の落札率も高いとのご意見をいただきましたが、本件と同様に予定価格を超えたため不調となり、最低応札業者の榊高館組と交渉をした結果、随意契約を締結したもので、本件と同様の理由で高い落札率になったものと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明について、ご質問がありましたらお願いします。

足利副委員長： 予定価格は市で算出したものですか。

鋤柄副課長： 市で積算し、予定価格として設定しました。

足利副委員長： 予定価格について、業者の希望額とかなりの開きを感じるのですが、どのように考えていますか。

鋤柄副課長： 予定価格の根拠である設計額は県の単価等に基づき積算しています。今回の建築一式工事ですが、トイレ改修工事の他に防水や建具、外壁、その他工事の割合が多く、随意交渉の中で業者からは防水などのその他工事の中で、恐らく県の単価と上越地域での実勢価格で単価の開きが大きい内容があり、現時点ではその部分の経費を削減することが難しい状況であるという話を伺っています。

県の単価は県全体の状況を加味した上で設定されていますので、あくまでも全県的な平均値となります。県内といっても広いため、各地域において実勢価格は多少異なっていることから、今回のような事態となったものと理解しています。

今本委員長： 足利副委員長、よろしいですか。では、他にありませんか。

県の単価により設計しているということですが、他の市町村でも同様のことがあるのですか。言い換えると、県の単価が実勢に合っていない可能性があるのですか。

笹川部長： 建築工事に関する県の設計単価については県から情報提供を受けているので、これを使わせていただいています。ただ、実勢価格となりますと、例えばオリンピック関連の工事で人手を東京の方に引っ張られたりする、そういった状況もある訳です。県も定期的に調査していますが、どうしても乖離が生じてしまう場合もあるかと思えます。単価は県の方でも適宜、見直していますので、その時点で実勢価格に近付いていくのだろうと承知しています。

今本委員長： ありがとうございます。他に、何かありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、この案件は以上とします。

《No.3 大潟町小学校プール本体立上り部（側面）塗装防水工事》

今本委員長： 続いて、No.3 の案件「大潟町小学校プール本体立上り部（側面）塗装防水工事」です。落札率が低く 63.12%ということですが、もう 1 つ吉川小学校の工事も同様であり、いずれも問題はないのかということで抽出しました。この案件について、事務局より説明をお願いします。

鋤柄副課長： 3 件目の案件は「大潟町小学校プール本体立上り部（側面）塗装防水工事」です。工事場所は大潟区土底浜地内にある大潟町小学校のプールです。工期は令和元年 5 月 10 日から同年 6 月 24 日までの 46 日間です。

工事の概要はプールの側面部分である立上り部の塗装・防水工事であり、工種は防水工事に該当します。

予定価格は税抜き 221 万 8,000 円で、税込価格は 239 万 5,440 円となり、2,000 万円未満の工事になりますので、指名競争入札を実施しました。

指名する際の要件については防水工事の資格を有する市内本事業者とし、工事の規模を考慮して地理的要件により 12 者を選定しました。

入札結果については落札率が 63.12%という結果となりました。入札では指名業者 12 者のうち 5 者が辞退し、残る 7 者で競争した結果、最低応札額を提示した(株)小島塗装店を落札者として決定しました。

今回、「落札率が低い。」という理由で抽出いただきました。本件については落札率が 85%を下回ったため、(株)小島塗装店に対して、低入札価格調査を行っています。調査の中では、積算された内訳書に市の仕様書に記載している項目が漏れ落ちなく計上されていることを確認しています。また、低価格となった理由については自社の企業努力により諸経費等を抑えているとのことで、一定の利益を確保できる範囲で積算したとのことでした。この他に、特記事項に記載している『施工にあたっては、文部科学省「建築改修工事標準仕様書（平成 28 年版）」に準拠すること。』という点についても、特記事項に基づき施工できることを確認しています。以上の

調査を踏まえ、積算内容等に不適切な点はないと判断し、(株)小島塗装店を落札者として決定しました。

本件の他、(株)小島塗装店が落札した「吉川小学校プール本体立上り部（側面）塗装防水工事」の落札率についても低いが問題ないかのご意見を受けていますが、この工事についても併せて低入札価格調査を実施しており、積算内容に不適切な点はないことを確認しています。

また、いずれの工事も既に完了しており、竣工検査において担当区で工事の出来上がりには問題が無かったことを確認しています。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

大丸委員： 先ほども最低限の基準を設けてはどうかと指摘しましたが、本件の場合には最低制限価格の設定はないとのこと。しかし、最低制限価格を設定していれば、もしかしたら63%などで入札した業者は除外されていたかもしれません。

最低制限価格がある場合とない場合があるようですが、このような案件に対して、最低制限価格を設けない理由は何ですか。また、設定する場合はどのような場合ですか。

鋤柄副課長： 工事については予定価格等を決める際に、「設計書発注」と「仕様書発注」とに分かれます。「設計書発注」の場合、公表されている単価等で設計することで、予定価格である正当な工事の金額が決まります。そのような場合には予定価格に基づき、工事がきちんとできるかどうかの基準である最低制限価格を決めることができます。

一方、「仕様書発注」の場合、出来上がりである“もの”の性能や機能の部分を求めて発注するので、設計は行っていません。仕上りの部分や機能を求める内容であるため、そのような場合は安ければ悪いというのではなく、業者の仕入状況等で価格は変わりますので、最低制限価格は設けていません。最低制限価格を設けない場合は、一定程度の基準を超えると仕様書の解釈に間違いがあるかもしれないため、最低制限価格に代わる形で低入札価格調査を行い、きちんと仕様書の内容を満たしていることなどを確認した上で、発注しています。

大丸委員： 銀行員は性悪説で見るので誤解があるかもしれませんが、例えば低入札価格調査を行った場合、相手に「本当にその価格でできるのか。」と聞いた時に、その業者が「できません。」と言うはずがないと思っています。そのため、低入札価格調査をしても、実際に効果があるのか疑問です。実際にやってみたら安かろう・悪かろうという案件が出てくる可能性もあります。そういうことを考えると、仕様書発注についても経験則の中から何らかの形でデータを集めれば、最低制限価格の類推はできると思います。もう少し精緻な入札の仕組みはできないものかと個人的に考えますが、いかがで

すか。

西條係長： まず最低制限価格については、市では設計書をきちんと組んで最低制限価格を設けられる工事又は業務であれば、設計書を作成して最低制限価格を設けるということを大原則としています。

先ほど副課長の鋤柄が説明したとおり、設計書を組めないものについては仕様書発注としています。仕様書発注では、業者から参考見積を徴して、予定価格を算出していますが、設計することができないためのやむを得ない対応であるものをご理解いただきたいと思います。その中で、最低制限価格を設定できないため、代替措置として低入札価格調査を予定価格の85%を下回った場合に実施しています。

事例としては少ないですが、過去、受注業者としての資質や仕様書の理解不足などの理由により、不適格として失格としている案件も実際にあります。また、低入札価格調査の際、積算に漏れがあった、または、業務の一部を勘違いしていた、などの理由で調査後に辞退された事案もありますので、一定程度の網は掛けられているものと考えています。

しかし、先ほどのリージョンプラザ上越の定期点検業務委託のように見抜けなかった事案があったことも事実ですので、どうやって調査の精度を高めていくのかということは、内部で議論していきたいと思っています。

今本委員長： 他に、何かありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、No.3についてはここまでとします。

《No.4 土橋排水区雨水管渠新設工事》

今本委員長： 続いて、No.4「土橋排水区雨水管渠新設工事」です。こちらは随意契約となっていますが、これが随意契約である理由について確認したいということで抽出しました。事務局より説明をお願いします。

鋤柄副課長： 4件目の案件は「土橋排水区雨水管渠新設工事」です。工事場所は大字土橋地内で、位置としては市民プラザの西側、現在、宅地造成を行っている区域です。工期は令和元年6月19日から令和2年2月8日までの235日間です。工事の概要は延長約270mの雨水排水管敷設工事、工種は土木一式工事です。

本件は選定理由のとおり、土橋第二区土地区画整理組合が発注した現に施工中の工事と交錯する箇所工事であり、当該工事を施工している者に施工させることで、経費の節減に加え、工事の安全、円滑かつ適切な施工を確保する上で有利であると認められるため、財務規則に基づき随意契約を行っています。

今回、「新設工事であるにもかかわらず随意契約である理由は何か。」との理由で抽出いただいています。

今回の工事については現在、土橋第二区土地区画整理組合において、令和2年度の方譲開始を目指し造成している現場内に、雨水排水管を埋設する工事を行うもので、当該工事箇所の土地区画整理事業を受注しているのは田中産業(株)、(株)植木組、(株)谷村建設による共同企業体です。

発注は本来、競争に付すべきことが原則ですが、本件は造成中の区画内の工事で、工事の安全かつ円滑な施工を確保する必要があり、また、区画整理工事全体の工程から、造成業者による施工により全体経費の節減が見込めるため、造成業者である田中・植木・谷村共同企業体と契約することが有利であると言えます。上越市財務規則第135条第3項には、随意契約ができる場合として、「競争入札に付することが不利と認められるとき」と規定していますので、この規定に基づき当該共同企業体と随意契約したものです。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

大丸委員： 本件の予定価格はどのような根拠で算出されたものですか。

鋤柄副課長： 予定価格は県の単価などに基づき、担当課において設計した上で、設定しています。

竹内委員： 共同企業体による施工が有利であるというのが選定理由ですが、予定価格は「一般的な予定価格」であるとする、それに対する落札率が99.28%ということになり、その効果が認められるのですか。

鋤柄副課長： こちらの予定価格はあくまでも、標準の単価などに基づき設定されています。節減効果については同一の業者が受注していますので、契約後に経費調整といった形で減額を行います。変更契約により減額を行い、最終的な工事価格が決まります。

竹内委員： 入札価格より支払額が低くなるということがあるのですか。

鋤柄副課長： 工事が始まっていく中で色々な経費の調整を行うことがあります。例えば、2つの工事が同じ場所で同時に行う場合、現場事務所など2つ設けなければならない経費が1つで済むので、その部分について経費を軽減することになります。その場合、変更契約により金額を減額しています。

竹内委員： 減るだろうという予測の基で、設計しているということですね。

西條係長： 補足します。今回の予定価格については当該共同企業体を受注するという前提で設計を組んでいますので、別の第3者が参入する前提となると予定価格はある程度違っていたのかと思います。

竹内委員： 分かりました。

今本委員長： 他に、ありませんか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、次の案件に移りたいと思います。

《No.5 上越市大潟漁港西防波堤・物揚場機能保全計画策定業務委託》

今本委員長： 「上越市大潟漁港西防波堤・物揚場機能保全計画策定業務委託」について、落札率が低いということで抽出しました。それでは、事務局より説明をお願いします。

西條係長： 本業務については大潟区渋柿浜地内にある上越市大潟漁港において、漁港施設の長寿命化並びに将来の補修、更新コストの縮減を図るため、外郭施設、係留施設及び輸送施設の老朽化状況を調べる機能診断の結果に基づき、「ライフサイクルコスト」が最小になる対策工法の検討及び施設の機能を保全するために必要な日常管理計画を盛り込んだ漁港施設の機能保全計画を策定することを目的とした業務です。

業務の内容については資料に提示しているように、調査業務と設計業務の大きく2つの業務に分かれます。

まず、調査業務については主に陸上及び海上のそれぞれから、目視調査、簡易計測、写真撮影等を行う簡易調査の他、地中レーダーによる探査や潜水士などによる目視調査、写真撮影等を行う詳細調査という内容になっています。

次に、設計業務については施設状況調書の作成や施設機能診断結果の取りまとめの他、機能保全対策の検討等を行う内容となっています。

指名業者の選定条件としては「参考見積業者のほか、市内営業所又は県内営業所で建設コンサルタント（水産土木）業務の実績等を加味して選定」しており、条件に合致する業者は24者です。

当該業務については公的な設計図書がないことから、市では設計を行わず、内容に精通している業者の参考見積に基づいて予定価格を定めています。また、最低制限価格も設けていません。

当該業務については市ではあまり発注事例がない業務であり、仕様書の作成にあつては、当該業務に精通されている新潟県の港湾担当部局から参考資料の提供を受けるなどして、作成しています。

予定価格の算出にあつては当該落札業者を含む2者から参考見積を徴した上で算定していますが、予定価格に関しては当該落札業者である㈱センク21の見積額を採用しています。なお、今回の落札業者にあつては平成26年度に発注した「上越市大潟漁港海岸護岸設計業務委託」の設計業者となります。

今回、今本委員長から「落札率が低いですが、問題ないか。」とのことで、案件を抽出いただいています。

資料に記載のとおり、予定価格の85%を下回ったことから、低入札価格調査を行いました。当該業者からの聞き取りの中で確認した内容をご報告します。

まず、間接経費については企業努力により最大限低減しているとのこと

でした。先ほどご説明したとおり、当該業者にあつては参考見積業者であり、当該参考見積額を予定価格として採用していることから、参考見積額と比較すると、間接経費に関して、調査業務、設計業務のそれぞれの業務における間接経費において、企業努力により参考見積時よりも約 140 万円減額されており、間接経費だけで合計約 280 万円余り減額されていました。この約 280 万円は参考見積時から削減されている合計額である 371 万円の約 75%の割合を占めるものです。

その他の削減理由としては業務内容において、陸上調査及び測量に係る作業員数を見直すことで一部の経費削減を行うことができたとのことでした。ただし、難易度の高い水中調査・潜水士を使う業務などについては参考見積時から削減等を行っていないため、全体の業務は支障なく実施することが可能であるとの回答も受けています。

補足となりますが、諸経費等の低減については適正な積算に基づくものであって、きちんと利益を確保できる範囲で入札価格の算定を行ったことについても、聞き取りにより合せて確認しています。また、入札結果のとおり、10 者のうち 3 者が辞退した一方で、次順位の入札業者である基礎地盤コンサルタンツ㈱にあつては 580 万円の入札しており、この入札価格と予定価格の比率である、仮に次順位業者が落札決定した場合の落札率は 63.74%と低い落札率となり、低入札価格調査の際に、聞き取りを行った業者側の経費削減に関する説明については、恐らく他社であっても実施することが可能な内容であると考えられることから、一定程度の根拠があるものと思われま

す。ここからは推察となりますが、今回、落札業者を含む 2 者から参考見積を徴したものの、いずれの業者にあつても標準的な歩掛りや積算基準に基づく見積価格の提出であったため、それらの見積価格に基づき設定した「予定価格」と業務の効率化や諸経費等の圧縮によって、業者側が最大限に企業努力を行うことにより、低く抑えられた入札価格から落札率を算出すると結果として、59.23%という非常に低い落札率となったものではないかと推察しています。

また、当該落札業者にあつては平成 26 年度に発注した「上越市大潟漁港海岸護岸設計業務委託」の設計業者でもあることから、当該漁港の現在の状況についても十分に精通しているため、業務の内容や経費の削減方法など、他社よりもより把握できる状況であったため、より低廉な額で入札されたことも、低い落札率となった一因であると考えています。

なお、当該工事の履行期限は 9 月末ですが、現在まで業務は順調に進んでいるということを担当から聞いています。

今本委員長： ありがとうございます。それでは只今の説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

本件については大湊漁港の設計を以前に受注していたということが、大きな要因であったという理解で良いですか。

西條係長： 委員長のおっしゃるとおりです。直近の設計業務の受注業者であるため、漁港の現状については一番把握できる立場であったものと考えています。

今本委員長： 他に、何かありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、No.5 の案件は以上とします。

《No.6 平成 31 年度南本町三丁目景観まちづくり活動支援業務委託》

今本委員長： 続いて、No.6 の案件です。「平成 31 年度南本町三丁目景観まちづくり活動支援業務委託」ですが、このような案件をそもそも随意契約にするのか、という点を確認したいと考え、抽出しました。この案件について、事務局より説明をお願いします。

歌川係長： 「平成 31 年度南本町三丁目景観まちづくり活動支援業務委託」については市内で特徴的な景観が残る南本町三丁目において、地域住民との協働により景観まちづくりを進めるため、修景活動等のコーディネートや支援を行うことを目的とし、ワークショップや修景活動等のコーディネートの他、町内の意見調整を行うもので、期間は平成 31 年 4 月 9 日から令和 2 年 3 月 15 日までの 342 日間です。

契約の方法は随意契約で、業者の選定理由としては環境色彩や修景デザイン等についての知識や実績があり、地元と協議を行うための市の景観についての知見を有し、平成 29 年度より当該地区の景観行政に関わりのある業者を選定しています。予定価格は業者の参考見積を基に設定し、落札率は 100%となっています。

今回、抽出いただいた理由が、「このようなものはそもそも随意契約にすべき案件か。」ということですが、今ほどご説明したとおり、本業務は市内で特徴的な景観が残る南本町三丁目において、地域住民との協働により景観まちづくりを進めるため、平成 29 年度から継続して行っている事業であり、これまでの業務実績やデータを活かすことが必要であることから、財務規則第 135 条第 3 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、(有)クリマと随意契約したものです。

なお、昨年度までの業務については南本町三丁目地区景観色彩ガイドライン案の策定を始め、修景活動のワークショップや景観情報誌の作成、交流スペースづくりの支援など、適正に履行されています。

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

大丸委員： 随意契約で 1 者から参考見積を徴し、その業者にその金額で仕事を出した訳ですが、この予定価格 310 万円というのは市として、どのような根拠

で適正性を判断したのですか。先方の金額をそのまま認めたことになりませんが、その根拠を教えてください。

歌川係長： 今ほどご説明しましたが、平成 29 年度から実施している継続業務であり、平成 29 年度からの契約金額を確認しながら、また、業務内容なども含めて、金額が大きく変わらないという状況も踏まえて判断しています。業務内容に関して、金額が適正かどうかの厳密な判断は中々難しいものと考えています。

大丸委員： 一般的な商慣習として、相手が 310 万円を提示してきたら、300 万円に値引くような交渉はできないものですか。

笹川部長： まず、担当課において相手方から見積書の提出を受けます。担当課における精査の後、予算要求の段階で財政担当が予算要求を受けた時に見積書などの書類の内容を確認しています。

そこで、コンサルティング的な業務であれば、本当にこれだけの時間がかかるのか、人件費が適正なのかといった点を財政担当で精査し、高すぎるのであれば担当課へ戻して、もう一度調整するように依頼しています。

最終的に、予算書に計上されるまでの過程で調整を行い、確定した額が予定価額の根拠である予算額になるということでご理解いただきたいとします。

大丸委員： 財政担当のチェックはできているということで、よろしいですか。

笹川部長： そのとおりです。

今本委員長： 他に、何かありますか。この業務は平成 29 年度から実施しているとのことですが、平成 29 年度にこの業者が選定された経緯はどのようなものだったのですか。

歌川係長： 上越市の環境色彩ガイドラインというものがあり、平成 14 年度から運用を開始していますが、景観行政の立ち上げ当初から(有)クリマの代表取締役である吉田社長から携わっていただいています。また、個人としても平成 15 年度から上越市の景観アドバイザーとして委嘱し、景観の専門家として貢献いただいています。

足利委員： 基本的なことですが、景観の活動とはどのような活動をしているのですか。参考までに教えてください。

長壁係長： 南本町三丁目で行っている景観の活動としては修景活動として雁木通りの色をガイドラインに合わせて、学生さんや地元の方との共同での色塗り作業や格子の作製を行ったり、景観に関する情報誌の発行、暖簾の作製、まちづくり懇談会の開催などの活動をしています。

今本委員長： 他に、何かありませんか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、この案件は以上とします。

《No.7 令和元年度燃やせるごみ指定袋作製業務（その2）委託》

今本委員長： 次に、No.7「令和元年度燃やせるごみ指定袋作製業務（その2）委託」です。この件は私が数年前前に抽出しています。そこから価格の変化があったのかについて、確認のために今回抽出しました。事務局から説明をお願いします。

歌川係長： 抽出案件No.7 は「令和元年度燃やせるごみ指定袋作製業務（その2）委託」です。この委託については市指定の規格に基づき、家庭ごみ収集のための燃やせるごみ指定袋の作製から、指定する保管場所への荷下ろしを含めた納品までの業務を行うもので、期間は令和元年6月18日から同年9月13日までの88日間です。なお、資料では履行期間が「平成31年」となっていますが、「令和元年」の誤りですので、訂正をお願いします。

契約の方法は随意契約で、業者の選定理由としてはバイオマス混練樹脂を製造できる市内唯一の業者として選定しています。予定価格は業者の参考見積を基に設定し、落札率は100%となっています。

今回、抽出いただいた理由が、「以前も抽出したが、価格の変更などあれば教えてほしい。」ということです。平成28年度の本委員会において報告した以降、1袋当たりの単価については平成28年度から原料となる「砕米」の確保が難しく、「米ぬか」に切り替えたことから加熱調整等の製造加工に約3倍の時間を要すこととなったため、2.4円から4.7円ほど上昇しました。その後、平成29年度から今年度までの間では10リットルの容量で0.5円ほど値上がりしていますが、その他の容量の単価は同額で推移しており、大きな変化は見られない状況です。

なお、今年度も既に一部の作製を完了し、適正に納品されたことを確認しています。

今本委員長： ありがとうございます。今の説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

竹内委員： 2つお聞きします。まず、バイオマス混練樹脂が製造できる市内の唯一の業者ということですが、この業者しかできないというのはどのようにして分かったのか、教えてください。

次に、市指定の規格をバイオマス混練樹脂としていますが、これではなければならない理由は環境に良いからということだと思のですが、もっと環境に良いものを作る技術を持っている業者がいた場合、新規参入することが可能であるのか確認させてください。

歌川係長： 平成28年度の本委員会において報告していますが、当該製品と同様のごみ袋を使用している他の自治体は京都府京丹後市と北海道音更町の2団体です。その後、担当課で確認した結果、平成30年度からは京都市でも同様のごみ袋を採用しているということです。

上越市で唯一の業者というのは担当課で確認していますが、県内では平

成 29 年から南魚沼市の「㈱バイオマスレジ南魚沼」という業者が、その技術と製造の機械を有していることを確認しています。しかし、袋の製造までは行うことができず県外の企業で行っているとのこと。

「㈱バイオポリ上越」では古米を使用したごみ袋を作成しているため、水分量の加減など技術的難易度が非常に高く、同様なごみ袋を一貫して製作できるのは県内でも他に無いと聞いています。契約の優先順位としては当然、市内の本社業者を優先して指名しており、唯一の業者でもあることから、引き続き「㈱バイオポリ上越」と契約を行っているものです。

田中主任： 元々、ごみ袋の有料化当時にバイオマスの袋が採用された経緯としては環境にやさしいということと、上越市に余剰米があるということから、市のバイオマスタウン構想に基づき、環境と産業の観点から取り入れることとした経緯があり、現在も採用しています。

今後バイオマスを活用するという環境省の方針もありますので、今後、そのような技術を持つ業者が他にも市内に出てくれば、もちろん競争ということもあり得ます。

竹内委員： しかし、今は応募が無いということですね。

田中主任： そうです。現在、「燃やせるごみの袋」の他に「燃やせないごみの袋」も委託していますが、こちらは㈱バイオポリ上越ではなくポリエチレンの袋を作っている業者をお願いしています。この業者にも対応することが可能であるのか確認しましたが、技術的に難しいとのことでした。

竹内委員： 分かりました。

上原委員： 抽出案件の目的とは少し逸れるかもしれませんが、何年か前に袋がかなり弱かったり、すぐに破れたりすることがあって、作り直しや改良した経緯があったと思います。その業者はこの業者のことですか。

田中主任： 平成 28 年度にそのような事態が発生し、市民の皆様にご迷惑をおかけいたしました。今回の業者はその当時と同じ業者です。製作時の加熱の具合や原料となる砕いた米である「砕米」から「米ぬか」に原料を変えたことにより、そのような問題が発生しましたが、その後は水分調整や加工の工程を見直し、今は問題なく製造しています。

今本委員長： 他に、何かありますか。

先ほども説明があったように、県内では本市が唯一このような袋を採用していると思いますが、3 年前にも同じような議論があったかと思います。市民に対して、今一度、この袋を採用した経緯などの説明をした方が良いのではないかと思います。良い試みだと思いますが、割高なごみ袋を市民が買わされている可能性があるかと思いますので、そのような観点からも、もう一度丁寧な説明をした方が良いと考えます。

笹川部長： 我々は目的を持って、バイオプラスチックを使っています。昨今のプラスチック等の海洋投棄の問題に対しても、バイオプラスチックは影響が少

ないという利点がありますが、中々広がらない理由としては業者が限られており、設備の関係もある中で量も製造できないということで広がらないのだろうと考えています。

しかし、国でも海洋投棄の問題もあり、バイオプラスチックをもっと広げていこうという取組を行っています。こういった機会を捉えて、市民の皆様には普通のビニール袋ならもっと安くできますが、これを使っていくということをきちんと説明していく中で、理解を得るという必要性は委員長のご指摘のとおりだと思います。予算に関して市民に説明する機会などを捉えながら、対応していきたいと思っています。

今本委員長： ありがとうございます。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 他に無ければ、No.7 はここまでとします。

《No.8 ガス水道管入替工事》

今本委員長： 以上が、市発注分の案件でした。続いて、No.8 の案件であるガス水道局の案件に移りたいと思います。「ガス水道管入替工事」について、他のガス水道管入替工事の落札率が 80% 台であるのに対して、本件は 100% であるということで抽出しました。事務局から説明をお願いします。

池田主任： それではNo.8「ガス水道管入替工事」について、概要を説明します。

本工事は市の道路側溝改良工事に伴い、支障となるガス及び水道管を入れ替える工事です。工事はガス及び水道の本管から分岐し、お客様の敷地へ引き込むためのガス供給管及び水道給水管の工事及び口径 100 ミリの水道本管を入れ替えるものです。

次に契約方法ですが、制限付き一般競争入札としています。入札参加業者の選定理由ですが、本工事は予定価格が 1,000 万円未満であることから、ガス水道本支管工事の入札参加資格のうち、最も低い区分としています。

また、ガス管及び水道管のいずれの施工も伴うことから、ガス及び水道管の技術者等の要件も求めています。

本件については今本委員長から「他のガス水道管工事関係の落札率が 80% 台であるのに対して、100% と突出している。」とのご指摘でした。

本件は一抜け方式により入札を行いました。一抜け方式については工事内容や入札参加資格要件が同様の複数案件を同日に入札執行する場合、予め一抜け方式の対象であることや開札順を決めておき、順次、落札者を決定します。その際、1 つの工事で落札者となった場合、次以降の入札は辞退扱いとする入札方式です。

ガス水道本支管工事では業者の受注機会の拡大を図るため、平成 28 年 4 月から一抜け方式を導入しています。

本件は一抜け方式の対象とした 6 件の工事のうち、開札順が 5 番目の案

件であり、資料の抽出案件の概要のとおり、島津工業(株)、清水建材(株)及び頸城水道(株)の3者については本件より前の工事で落札候補者となったため、一抜け方式により辞退扱いとしました。

結果として、1者のみの入札となった北陸工業(株)が予定価格と同額であったため、落札率が100%となったものです。

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 特に無ければ、No.8の案件については私も良く分かりましたので、終わりにしたいと思います。

《No.9 ガス水道局庁舎新築工事》

今本委員長： それでは、No.9の案件です。「ガス水道局庁舎新築工事」について、落札率が高いがこういうものかという理由とともに、同局庁舎新築電気設備工事及び同局庁舎新築機械設備工事のガス水道局庁舎新築関連と併せて、落札率が高いような気がするということで抽出しました。この案件について、事務局から説明をお願いします。

池田主任： それでは「ガス水道局庁舎新築工事」について、概要を説明します。

本件については平成29年8月に発生した市役所木田第2庁舎の火災を発端として作成した「上越市庁舎再編（配置の最適化）の基本方針」に基づき、新たにガス水道局庁舎を建設するものです。

新庁舎建設に当たっては市内業者の受注機会の拡大に資するため、庁舎本体・屋根付き車庫・昇降機・外構等の工事を行う「庁舎新築工事」と受電設備・自家発電設備・照明等の工事を行う「庁舎新築電気設備工事」及び給排水設備・ガス設備・空調設備等の工事を行う「庁舎新築機械設備工事」の3つの工事に分離して発注しました。

次に、契約方法ですが、予定価格が2,000万円を超えることから、制限付き一般競争入札としました。さらに、予定価格が1億円を超えることから、「上越市共同企業体運用基準」に基づき、3社以内の企業が自主結成した「特定共同企業体」で施工する方式としました。

また、新築工事については工種を建築一式工事とし、共同企業体の代表者の要件としては建設工事入札参加資格者名簿の建築一式工事の格付けがAランクの業者とし、構成員の要件としては2者JVの場合は格付けAランクの業者、3者JVの場合は格付けAランクの2者又は格付けAランクの業者1者及びBランクの業者1者とし、地域要件は代表者、構成員のいずれも上越市内に本社を有する業者としました。入札参加可能な業者数ですが、代表者の資格がある業者は28者、構成員の資格がある業者はAランク業者が28者、Bランク業者が18者の計46者です。

本件については今本委員長から「電気設備工事、機械設備工事と併せて落札率が高いような気がする。」とのご指摘でした。

まず、庁舎新築工事については6JVが参加しましたが、3回の入札を行ってもなお、参加したJVのいずれも予定価格を上回る価格を提示していたことから、不調となりました。

なお、3回目の入札の最低価格が7億4,000万円であり、予定価格7億3,532万円との差が0.6%であったことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に基づき随意契約に移行し、6月20日に最低価格を提示していた田中・久保田共同企業体と7億3,500万円で随意交渉が成立したものです。

落札率は99.96%となっていますが、建築一式工事については一般的な建築資材等であっても公表される単価が少なく、また、見積りを徴して設定する単価についても公表していないことから、入札参加者にとっては積算にあたって不確定要素が多く、予定価格や最低制限価格を推測することが困難であることが要因であると考えられます。

最低制限価格より低い価格での入札は失格となり、以降の入札には参加できないことから、入札参加者は安全を見ながら入札しており、結果として、落札率が高くなったものと考えられます。

なお、ご指摘の電気設備工事及び機械設備工事についても、落札率は98.18%、91.71%となっており、庁舎新築工事の一部としての位置付けであることから、建築工事と同様に公表されている単価が少なく、結果として、庁舎新築工事と同様に落札率が高くなったものと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

宮崎委員： 随意契約に移行した場合、予定価格は教えない訳ですよ。今回のNo.9も先ほどのNo.2も随意契約に移行していますが、随意契約に移行すると予定価格とほぼ近い落札額となるのは何故なのですか。何か不自然な感じがしますが、いかがですか。

城川係長： 今回、私が随意契約の交渉に当たりました。ガス水道局は総務課長と私と担当者、先方は田中産業㈱の担当と㈱久保田建設の担当の計5名で交渉を行いました。予定価格に関しては一切公表しない中で、JVとしてどこまで下げれるのかについて確認した結果、最初の回答で7億3千500万円の回答を得ましたので、予定価格より下回ったため契約を締結することとしました。

今本委員長： ありがとうございます。他に、何かありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、この案件は終わりにしたいと思います。

《No.10 遠方監視装置設置工事》

今本委員長： 続いて、最後の案件です。「遠方監視装置設置工事」について、このようなものは落札率が低くなる気がしたが、そうでもないのはなぜかということで抽出しました。この案件について、事務局から説明をお願いします。

池田主任： 遠方監視装置設置工事について、概要を説明します。

本工事は合併前の上越市等の浄水場を管理している浄水センターが配置されている正善寺浄水場において、名立区の不動浄水場及び三和区の法花寺浄水場の2浄水場並びに合併前の上越市の中田新田配水場及び三和区の下中配水場の2配水場の水圧、流量等のデータを収集・監視するための装置を設置する工事です。正善寺浄水場の遠方監視装置自体は平成29年度に設置しており、本工事は既存の遠方監視装置に先の浄水場及び配水場の監視機能を増設するものです。

次に契約方法ですが、予定価格が2,000万円未満であることから、指名競争入札としています。また、業者の選定に当たっては施工内容から、工種を電気通信工事とし、当該工種の入札参加資格を有する市内本社全12者を選定しました。

本件については今本委員長から「このようなものは落札率が低くなる気がしたが、そうでもないのはなぜか。」とのご指摘でした。

本工事は仕様書による発注であり、施工可能な複数の業者の参考見積を基に予定価格を設定しています。ご指摘のとおり、仕様書による発注工事は施工内容によっては予定価格に対する落札率が80%程度又は、それ以下になるものもあります。

落札率が低くなる工事の例として、複数メーカーが取り扱っている機器を使用する場合又は広く流通している機器を使用する場合などで、入札に当たって指名業者が機器メーカー等と価格交渉することで、機器の値段を抑え、結果として、落札率が下がることがあります。

しかしながら、本工事については平成29年度に設置した遠方監視装置の機能を増設する内容であることから、現在使用しているソフトウェアを改造し、また当該ソフトウェアに対応した専用の機器を設置する必要があります。

参考見積業者のうちの一社である落札者に聞き取りした結果、施工費の大部分が製造業者の技術者経費及び専用機器の経費に充てられており、値下げ交渉ができなかったこと及び配線工事等、受注者で施工可能な工事についても、参考見積の段階から実際の入札を意識した金額で積算していたとのことでした。入札に当たっては再度経費を精査し、会社の利益となる諸経費を削減可能であったことから、数万円ではあるものの諸経費を削減して対応したとのことでした。

落札率が高くなった要因ですが、専用の機器及び製造業者の技術者が必

要な工事であることから、製造業者との価格交渉ができなかったこと及び参考見積の段階から精度の高い積算を行っていたことが要因と考えられます。なお、今回落札した(株)東光クリエートは平成 29 年度に本体を設置した業者となります。

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

大丸委員： 3 者から参考見積を徴したということですが、そこから考えると予定価格自体が低すぎたのではないですか。そのため、結果的に落札率が 100% 近くになったのではないですか。

仮に、参考見積が 1,605 万円と 1,558 万円、(株)東光クリエートが 1,500 万だとすれば、平均して 1,500 万円台の予定価格となるのだと思います。それに対して、1,494 万 3,000 円まで落としていたということになれば、落札率が低くなるのですから納得できますが、元々の予定価格である 1,494 万 3,000 円はどのように設定したのですか。

城川係長： 予定価格については 3 者の参考見積のうち、最も低い参考見積額を予定価格として設定したものです。

大丸委員： 最初から(株)東光クリエートはそのような価格で参考見積を出したということですか。

城川係長： そのとおりです。

今本委員長： 今回の予定価格は結果として、入札価格に近い額であったということですね。

城川係長： そのとおりです。

今本委員長： 他に、何かありますか。無ければ、この案件は以上で終わりたいと思います。

以上で、今回の抽出案件の審議については終わりにしたいと思います。長時間ありがとうございました。

次回、第 3 回の審議案件の抽出者は上原委員となりますが、よろしいですか。

上原委員： 分かりました。

今本委員長： お忙しいとは思いますが、案件の抽出をお願いします。次回の審議案件の抽出者は上原委員に決定したいと思います。

本日の審議は予定より時間が過ぎましたが、以上で終わりたいと思います。事務局から何かありましたら、お願いします。

平野課長： 次回の会議の予定ですが、12 月下旬頃を予定しています。詳しい日程については委員の皆様とご相談させていただき、早めに連絡させていただきますので、よろしくをお願いします。

また、次回の案件抽出のご担当は上原委員に決定いただきましたので、事務局から改めて連絡を取らせていただきます。よろしくをお願いします。

今本委員長： それでは、これで本日の会議を終了します。長時間お疲れ様でした。